

1. **合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進をはかること**
 - ・通常の学級において、学級規模を小さくすることや複数教員による指導の充実の促進
 - ・教職員への合理的配慮の実践事例や指導事例等の情報提供や研修の拡充
 - ・合理的配慮を的確に行うための校内支援体制の整備
 - ・合理的配慮に関する相談窓口の明確化・専門性の向上・合理的配慮協力員の配置拡充
 - ・発達障害教育情報センターにおける教員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と情報提供体制整備の強化
 - ・高等学校入試や大学入試における合理的配慮の拡充と啓発
 - ・高等学校・大学における支援の充実
 - ・幼児期・小学校から大学までライフステージを通じた、途切れない支援システムの構築

2. **教員の専門性の向上、教員への支援体制を整備すること**
 - ・教員養成課程におけるLDを含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化
 - ・特別支援学校教諭免許から、通常の学校における特別支援教育を視野に入れた特別支援教育免許(仮称)への転換及び義務化
 - ・大学院への現職研修の推進等、専門研修の充実
 - ・教職員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と研修の充実
 - ・複数教員の配置などの教員支援の体制整備
 - ・特別支援教育コーディネーターの専任としての配置拡充
 - ・管理職の研修強化と、管理職登用時の特別支援研修義務化

3. **発達障害のある児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎを義務付けすること**
 - ・学年、学校間の引継ぎを義務付け(ただし、本人・保護者が希望する場合)
 - ・個別の教育支援計画等、生涯を通じて利用できる支援計画の策定・活用の推進
 - ・学校間連携コーディネーターの配置拡充
 - ・個別の教育支援計画と福祉で策定する個別の支援計画との連続化の推進
 - ・学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携と支援内容の共有化

4. **LD、ADHDを対象とした通級教室の拡充**
 - ・加配教員のさらなる増員(年間 1000 名程度の増員)
 - ・巡回通級指導教室の拡充
 - ・通級指導教室の校内通級利用の推進のための調査研究
 - ・発達障害に関する通級による指導担当教員等の専門性充実

5. **学習上の支援機器等教材の活用促進**
 - ・学習上の困難を軽減するための、支援機器等教材の開発促進
 - ・教科書デジタルデータの活用・音声教材等の普及促進
 - ・特別支援教育教材振興予算(学校配分予算)の新設

6. **早期からの教育相談・支援体制を整備すること**
 - ・早期からの教育相談・支援体制の推進、教員・保護者への啓発(相談窓口の明確化)
 - ・発達障害者支援センターとの連携の推進
 - ・早期支援コーディネーター・発達障害支援アドバイザーの配置拡充

7. **後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制を強化すること**
 - ・発達障害を対象とした特別支援学校の短期利用の体制整備や通級指導教室の設置

- ・高等学校における養護教諭への発達障害に関する専門的な研修と配置の拡充
- ・高等学校への専門性のあるスクールカウンセラーの配置拡充
- ・発達障害のある生徒に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育の充実
- ・就労先開拓・職場定着支援のための就職支援コーディネーターの配置拡充
- ・事業所と連携した教員の研修
- ・高等学校と福祉・労働等関係機関の連携体制の整備

8. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制を整備すること

- ・発達障害のある学生に対する修学支援体制の整備
- ・大学教員・職員に対する発達障害についての研修の充実
- ・発達障害のある学生に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育、就労支援体制の整備と充実

9. 学校外の人材・資源・資格等の活用を推進すること

- ・親の会やNPO法人等の研究活動や検討活動における活用
- ・特別支援教育士等の資格を特別支援教育コーディネーター登用の要件として活用
- ・特別支援教育支援員の配置拡充、資質確保・研修の充実、体制整備による支援の充実
- ・心理士、PT、OT、ST、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用の推進

10. 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策を整備・周知すること

- ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルの整備、周知
- ・緊急連絡の伝達体制の整備

<中長期的な要望>

1. 特別支援教室構想について、インクルーシブ教育システム構築の中で検討を行うこと

- ・特別支援教室構想については、平成 15 年 3 月の文部科学省・協力者会議の報告である「今後の特別支援教育の在り方について」で提言されてから10年以上経過している。更にインクルーシブ教育システム構築において、通常の学級においての合理的配慮の提供が今後も検討される必要がある。

2. 学習面の困難に対する取り組みを強化すること

- ・教科学習についての指導・支援方法に関する研究の推進
- ・小・中学校の学習指導要領における学習面の困難に対する指導・支援方法の明記

3. LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難を持つ発達障害者が、個々の特性に合わせ多様な手段・手法・技術によりバリアフリー化された図書や教科書を無償かつ容易に利用できるよう、各種の支援手段・技術の開発、普及に取り組むこと

4. 発達障害に対する、社会的理解の向上に取り組むこと

- ・保護者向け発達障害の理解啓発リーフレットの発行
- ・一般の児童・生徒の理解啓発、PTA活動等を利用した一般保護者向け啓発活動の推進